

【訪問看護リハビリステーションるな】運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社シーンが開設する【訪問看護リハビリステーションるな】(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、保健師または准看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、病気やけが等により、家庭において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が指定(介護予防)訪問看護(以下「訪問看護」という。)の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援する。

2 事業の実施に当たり、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護リハビリステーションるな
- 二 所在地 東京都大田区南蒲田3-1-5

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 実務経験3年以上 看護師 1名(兼務)
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- 二 看護職員 看護師 常勤換算2.5名以上
(常勤1名以上(内1名管理者と兼務))
訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- 三 理学療法士又は作業療法士 1名以上
訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。
- 四 看護補助者 1名以上
必要な看護師の補助と事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、夏期休暇(8月13日から8月16日まで)、及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後4時45分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察、バイタルサインチェック
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事および排泄等日常生活の世話
- 四 じょく瘡の予防・処置
- 五 機能訓練等のリハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症の方や精神疾患の方の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導・助言
- 九 家族の健康管理等の家族支援
- 十 その他医師の指示による医療処置や医療機器の管理

(利用料等)

第7条 ステーションは、基本利用料として厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 介護保険

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として1ヶ月あたりの利用者負担額(1割、2割又は3割)となります。ただし介護保険限度額超過分は、全額自己負担となります。

① 訪問看護

ア. 基本料金

		昼間：午前8時～午後6時			
		20分未満	30分未満	30分～1時間	1時間～1時間30分
看護師 保健師	単位数	314単位	471単位	823単位	1,128単位
	費用額10割	3,579円	5,369円	9,382円	12,859円
	利用者負担額1割	358円	537円	939円	1,286円
	利用者負担額2割	716円	1,074円	1,877円	2,572円
	利用者負担額3割	1,074円	1,611円	2,815円	3,858円
理学療 法士 作業療 法士	単位数	294単位	理学療法士等は、1日3回を越えた場合は1回につき90/100の算定、週6回までとなります。		
	費用額10割	3,351円			
	利用者負担額1割	336円			
	利用者負担額2割	671円			
	利用者負担額3割	1,006円			

・1単位の単価(大田区)：11.40円

・上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

イ. 加算

夜間加算(午後6時～午後10時)	125%
早朝加算(午前6時～午前8時)	
深夜加算(午後10時～午前6時)	150%

		単位数	費用額 10 割	利用者負担額 1 割	利用者負担額 2 割	利用者負担額 3 割
初回加算 (I) 退院日	1 月につき	350 単位	3,990 円	399 円	798 円	1,197 円
初回加算 (II)	1 月につき	300 単位	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円
退院時共同指導加算	1 回につき	600 単位	6,840 円	684 円	1,368 円	2,052 円
看護体制強化加算 II	1 月につき	200 単位	2,280 円	228 円	456 円	684 円
緊急時訪問看護加算	1 月につき	600 単位	6,840 円	684 円	1,368 円	2,052 円
特別管理加算 (主治医の指示)	(I)	1 月につき	5,700 円	570 円	1,140 円	1,710 円
	(II)	1 月につき	2,850 円	285 円	570 円	855 円
ターミナルケア加算	1 回につき	2,500 単位	28,500 円	2,850 円	5,700 円	6,550 円
複数名訪問加算 I (看護師)	30 分未満 1 回につき	254 単位	2,895 円	290 円	579 円	869 円
	30 分以上 1 回につき	402 単位	4,582 円	459 円	917 円	1,375 円
複数名訪問加算 II (看護補助者)	30 分未満 1 回につき	201 単位	2,291 円	230 円	459 円	688 円
	30 分以上 1 回につき	317 単位	3,613 円	362 円	723 円	1,084 円
長時間訪問看護加算	1 回につき	300 単位	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円
サービス提供体制強化加算 I	1 回につき	6 単位	68 円	7 円	14 円	21 円
看護介護職員連携強化加算	1 回につき	250 単位	2,850 円	285 円	570 円	855 円
口腔連携強化加算	1 回限度	50 単位	570 円	57 円	114 円	171 円

ウ、減算

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問		緊急時訪問看護加算 特別管理加算 看護体制強化加算	単位数	費用額 10 割	利用者負担額 1 割	利用者負担額 2 割	利用者負担額 3 割
前年度訪問回数	看護職員 ≥ リハ職	算定している	-	-	-	-	-
		算定していない	8 単位	91 円	10 円	19 円	28 円
	看護職員 < リハ職	算定している	8 単位	91 円	10 円	19 円	28 円
		算定していない	8 単位	91 円	10 円	19 円	28 円

② 介護予防訪問看護

ア. 基本料金

		昼間：午前 8 時～午後 6 時			
		20 分未満	30 分未満	30 分～ 1 時間	1 時間～ 1 時間 30 分
看護師 保健師	単位数	303 単位	451 単位	794 単位	1,090 単位
	費用額 10 割	3,454 円	5,141 円	9,051 円	12,426 円
	利用者負担額 1 割	346 円	515 円	906 円	1,243 円
	利用者負担額 2 割	691 円	1,029 円	1,811 円	2,486 円
	利用者負担額 3 割	1,037 円	1,543 円	2,716 円	3,728 円
理学療法士 作業療法士	単位数	284 単位	理学療法士等は、1 日 3 回を越えた場合は 1 回につき 50/100 の算定、週 6 回までとなります。		
	費用額 10 割	3,237 円	利用開始日の属する月から 12 月を超えた場合は 1 回につき 5 単位を減算します。		
	利用者負担額 1 割	324 円			
	利用者負担額 2 割	648 円			
	利用者負担額 3 割	972 円			

- ・ 1 単位の単価(大田区)：11.40 円
- ・ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

イ. 加算

夜間加算（午後6時～午後10時）	125%
早朝加算（午前6時～午前8時）	
深夜加算（午後10時～午前6時）	150%

		単位数	費用額10割	利用者負担額1割	利用者負担額2割	利用者負担額3割
初回加算（Ⅰ）退院日	1月につき	350単位	3,990円	399円	798円	1,197円
初回加算（Ⅱ）	1月につき	300単位	3,420円	342円	684円	1,026円
退院時共同指導加算	1回につき	600単位	6,840円	684円	1,368円	2,052円
看護体制強化加算	1月につき	100単位	1,140円	114円	228円	342円
緊急時訪問看護加算	1月につき	600単位	6,840円	684円	1,368円	2,052円
特別管理加算 （主治医の指示）	（Ⅰ）	1月につき	5,700円	570円	1,140円	1,710円
	（Ⅱ）	1月につき	2,850円	285円	570円	855円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1回につき	6単位	68円	7円	14円	21円
口腔連携強化加算	1回限度	50単位	570円	57円	114円	171円

ウ. 減算

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問		緊急時訪問看護加算 特別管理加算 看護体制強化加算	単位数	費用額10割	利用者負担額1割	利用者負担額2割	利用者負担額3割
前年度訪問回数	看護職員≧リハ職	算定している	※1	※1	※1	※1	※1
		算定していない	8単位 ※2	91円	10円	19円	28円
	看護職員<リハ職	算定している	8単位 ※2	91円	10円	19円	28円
		算定していない	8単位 ※2	91円	10円	19円	28円
※1：12月を超えて訪問を行う場合に減算			5単位	57円	6円	12円	18円
※2：12月を超えて訪問を行う場合は更に減算			15単位	171円	18円	35円	52円

(2) 医療保険

原則として、要した費用の3割(70歳以上は1割または2割)です。

ア. 基本料金

		週3日目まで	週4日目以降
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	看護師、保健師	5,550円/日	6,550円/日
	理学療法士、作業療法士	5,550円/日	
精神科訪問看護基本療養費		5,550円/日	6,550円/日

イ. 加算

訪問看護管理療養費	1日目	7,670円/日
	2日～31日	3,000円/日
	退院時共同指導加算(実施月)	8,000円/月2回まで
	退院支援指導加算(退院日のみ)	6,000円/退院日のみ
	24時間対応体制加算	6,800円/月
	特別管理加算(主治医の指示)	2,500円/月 5,000円/月
	特別管理指導加算	2,000円/月
	在宅患者連携指導加算	3,000円/月
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円/月2回まで
	緊急訪問看護加算	2,650円/月14日まで
2,000円/月15日以降		

訪問看護情報提供療養費	1,500円	
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円	
難病等複数回訪問加算	1日2回目	4,500円/日
	1日3回目	8,000円/日
長時間訪問看護加算	5,200円/週1日まで	
複数名訪問看護加算	週1回4,500円 /週2回まで	3日以上14,500円
複数名訪問看護加算(看護補助者)	週1回3,000円 /週2回まで	3日以上10,000円
夜間早朝訪問看護加算 (6~8時 18~22時)	2,100円/時間	
深夜訪問看護加算(22~6時)	4,200円/時間	
乳幼児加算(6歳未満)	1,300円/日	
乳幼児加算(厚生労働大臣が定める疾患)	1,800円/日	

ウ. 外泊中

精神科訪問看護基本療養費(IV)	8,500円/日	
長時間精神科訪問看護加算	5,200円/週1回まで	
精神科複数回訪問加算	4,500円/2回まで	8,000円/3回目

エ. 営業時間外及び延長料金(120分以上こえる場合)

	(午前9時~ 午後4時45分)	夜間(午後4時45分 ~午後10時)	早朝(午前6時~ 午前9時)	深夜(午後10時~ 午前6時)
退院日	3,000円/30分	4,000円/30分		5,000円/30分

- ・月~金曜日(祝日を除く)の営業時間外(午前8時~9時・午後4時45分~6時)は3,000円/30分となります。
- ・土日・祝日の営業時間外(午前8時~午後6時)は3,000円/30分となります。
- ・その他、公費負担者医療も取り扱いいます。

(3) 保険外(自費)サービス

ア. 在宅で死亡処置を実施する場合の料金

エンゼルメイク(整髪・髭剃り等含む)	6,000円
死後の処置(消毒液・物品代含む)	30,000円

イ. 自費での訪問看護サービスを希望する場合の料金

	30分未満	30分~1時間	1時間~1時間30分
看護師・保健師	5,500円	9,500円	13,000円
理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士	5,500円	9,500円	13,000円
看護補助者	3,300円	5,500円	6,600円
緊急訪問	2,650円		

- ・なお、早朝(午前6時~午前9時)・夜間(午後4時45分~午後10時)は25%増し、深夜(午後10時~午前6時)及び営業日以外は50%増しとなります。
- ・交通費は実費が必要です。

(4) 交通費（距離加算）

大田区以外、または介護保険外の利用の場合は、サービス従業者が訪問するための交通費の実費が必要となります。

* 公共交通機関(電車・バス)及びタクシー：実費

* 自動車、または電動自転車を使用した場合（往復）

- | | |
|--------------------|--------|
| ①事業所から、片道おおむね3km未満 | 400円 |
| ②事業所から、片道おおむね3km以上 | 800円 |
| ③事業所から、片道おおむね5km以上 | 1,000円 |

なお、生活保護制度、育成医療制度、自立支援医療制度、心身障害者医療費助成制度、難病医療費助成制度の利用者は交通費はかかりませんが、緊急時の訪問は距離に関係なく400円です。

(5) キャンセル料

キャンセル料は次のとおりです。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合、緊急の医療機関の受診は、キャンセル料は不要です。

時 間	キャンセル料
サービス利用日前日の午後5時まで	無 料
サービス利用日前日の午後5時以降	4,500円

・利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先（電話）： 03-3744-2511

・キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大田区の区域とする。

(相談・苦情対応)

第10条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

第11条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに行政機関、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るための研究・研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。退職後も同様とする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社シーンとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。